

港湾におけるユニバーサルデザインについて

国土交通省四国地方整備局 正会員 水谷雅裕
 国土交通省四国地方整備局 吉田末弘

1. はじめに

国際社会においてはバリアフリーからユニバーサルデザインへと移行する流れがあり、日本においては平成12年に交通バリアフリー法が制定された。

港湾においては、ウォーターフロント開発が着実に進められており、市民の港湾空間への関心は確実に高まっている。

一方、四国は瀬戸内海に点在する島と四国本島との連絡航路が多数あることから、旅客船乗降施設等が誰にでも安全で使いやすいことが重要であり、バリアフリーから一歩進めたユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策が求められている。

本調査はこれらの状況を背景とし、港湾空間を利用する一般市民が安全で使いやすい港湾空間・施設とするために、ユニバーサルデザインの概念をどのように取り込んでいったらよいかを検討し、国・港湾管理者・港湾関係者の今後の施策の参考となる「港湾におけるユニバーサルデザインガイドライン(案)」について、平成13年度はガイドライン(案)を作成し、平成14年度はアンケート調査及び現地点検を実施しガイドライン(案)の運用面等について整備したものである。

2. 港湾施設におけるユニバーサルデザインの要件 目的(理念)

1) バリアフリーとユニバーサルデザインについて
 ユニバーサルデザインとはすべての人が使いやすいデザインのことをいい、バリアフリーとは表-1のように対比される。

表-1 バリアフリーとユニバーサルデザインについて

項目	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
整備対象	個別施設(トイレ、エレベータなど)	・港湾施設(線的、面的な連続性) ・社会システムのバリアフリー(思いやり、共生、介助等)
整備目標	基準に基づく整備	理念・哲学(安全性、使いやすさの追求)
整備時期	整備で終わり	フィードバックにより、随時更新をかける
整備対象者	高齢者・障害者等	高齢者・障害者を含む全ての人

2) 港湾におけるユニバーサルデザインについて
 港湾の施設に適用する場合の、目的(理念)を表-2のように整理した。
 なお、印の要件は本検討調査により追加したもので、モビリティの確保とは移動のしやすさ確保。

表-2 港湾におけるユニバーサルデザインについて

ユニバーサルデザイン 7つの原則	港湾におけるユニバーサルデザイン	
	要件	目的(理念)
公平性	アクセスできる公平性	福祉(ノーマライゼーション)
安全性	デザインの安全性	福祉(ノーマライゼーション) 安全・安心の港湾づくり
単純性	デザインの使いやすさ	
分かりやすさ		
自由度		
省力		
スヘ-スの確保	モビリティの確保	福祉(ノーマライゼーション)

3) 港湾におけるユニバーサルデザイン目的(理念)
 福祉(ノーマライゼーション)

ノーマライゼーションとは、障害を持つ持たないに係わらず、全ての人のごく普通に生活できる権利である。それは高齢者や障害者を含むすべての人が共生できる社会であり、同じ人として健常者と同じ生活を享受できる権利・理念を意味する。

安全・安心の港湾づくり

わが国は世界でも有数の、地震、台風、水害、津波、火山爆発、雪害等の自然災害が多い国である。

さらに世界に類を見ない急激な高齢社会の進展は、健康や将来について不安なく、地域で安心して生活できる様々な医療・福祉・保険・交通サービスなどが供給される地域づくりが求められている。

特に離島と多く関係する港湾施設では、ユニバーサルデザインの導入は以下のように位置づけられる。

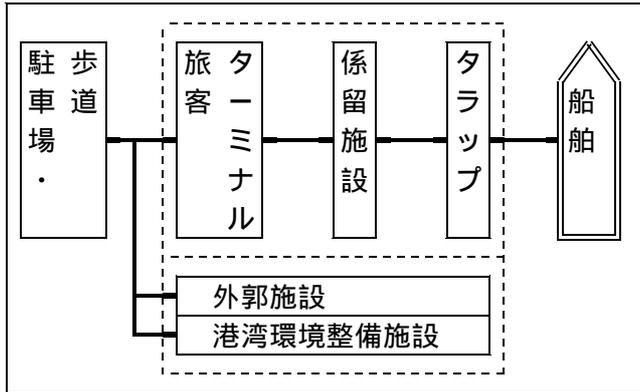
- ・自然災害や都市防災等に対応する国土・都市基盤整備の推進として、いつでも安全・安心して利用でき港湾施設の位置づけ
- ・誰でもが安心な日常生活が可能な、医療、介護、福祉サービスの充実を支援する港湾サービス

3. 港湾におけるユニバーサルデザイン導入基本方針

港湾空間は旅客ターミナル、岸壁、浮桟橋など様々な施設で構成されており、個々の施設についてバリアフリー化を図っていても、図-1に示す旅客ターミナルに入ってから乗船するまで一連の経路(動線)で障害が生じていないかを総合的に確認し、整備していくという視点が必要と考える。

キーワード 港湾施設、高齢化社会の進行、多様な安全・安心の確保、港湾のユニバーサルデザイン化
 連絡先〒760-0017 高松市番町1丁目6番1号住友生命ビル2F 高松港湾空港技術調査事務所 087-811-5662

図 - 1 港湾施設における基本的な施設配置と動線



これらのことから、港湾施設におけるユニバーサルデザインの実現に向け、「港湾におけるユニバーサルデザイン導入基本方針」を定めることとした。

1) 基本方針

ノーマライゼーションの実現と、障害者や高齢者等を含むすべての人のパブリックアクセスを創出。

計画段階から維持・管理段階までのライフサイクルを見据えた施設整備。

交通結節機能や親水機能に加え、地域を代表する特徴的な景観性の創出。

パブリックアクセス：人々が水辺、海辺へたどり着くための道路等の手段と、たどり着いてから、そこで憩い遊ぶことができるような水辺、海辺環境を包括した概念（兵庫県環境局）

4. アンケート調査及び現地地点検について

平成13年度作成した「港湾におけるユニバーサルデザインガイドライン（案）」については、運用面等の整備を行う必要があるため、平成14年度に四国地区の港湾管理者等を対象とし、「ガイドライン（案）」の記述に関するアンケート調査と、身体障害者と共に港湾施設の使いやすさ等を確認する現地地点検を実施したものである。

1) アンケート調査について

離島港湾を含む四国地区25の港湾管理者及び身体障害者協会等からのアンケート調査結果としては、離島を含む小規模港湾ほど施設が未整備であること、大規模港湾であっても大型フェリー等の定期便が少ない港湾は施設整備が遅れていること及び、「身体障害者でないとはわからない施設バリアの存在」が確認された。

また、今後の港湾施設のユニバーサル化については、改善整備施策が重要であることが確認された。

2) 現地地点検について

現地地点検は高松港と土庄港（小豆島）の港湾施設の使いやすさ等について、記録員、身体障害者、介護人、関係者が1つのグループを形成し身体障害者別（視覚障害者、聴覚障害者、車いす使用者、杖を

使用する肢体不自由者）の4グループにより実施した。

現地地点検参加者からの、改善してほしい内容、今後設置してほしい施設等についてはガイドライン（案）に反映することとした。

5. 港湾におけるユニバーサルデザインガイドライン（案）について

1) 構成

構成は、「基本的な考え方編」と「設計編」からなり、下記に具体的な構成内容を示す。

なお、「基本的な考え方編の本ガイドラインの活用」はガイドライン（案）の見直し、更新の考え方を整理しているものである。

また、「設計編の本ガイドラインの活用」は、設計編記述の「標準的な内容」、「一層望ましい内容」、「配慮事項」の取扱いと、施設整備と介助・接遇の関係について整理しているものである。

2) 基本的な考え方編

港湾におけるユニバーサルデザイン定義の整理

移動制約者の定義と配慮すべき事項

港湾におけるユニバーサルデザインの基本方針

港湾における利用者ニーズの把握方法

本ガイドラインの活用について

港湾における施設計画にあたっての配慮点

3) 設計編

港湾におけるユニバーサルデザインの基本方針

対象施設と対象者

本ガイドラインにおける基本的な寸法

本ガイドラインの活用について

ユニバーサルデザインガイドライン（設計編）

6. おわりに

ユニバーサルデザインは、施設の整備で終わりとはならず、常に点検やニーズ調査を繰り返し、フィードバックしていくプロセスを含むものである。

このため、今回作成したガイドライン（案）についても、多くの港湾での適用事例を踏まえ見直すことが必要と考えている。

参考文献

交通エコロジー・モビリティ財団：

公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン

平成13年8月